

---

---

## 冬期間における通学路の安全確保について

---

---

### 1 通学路の安全確保

「青森市通学路交通安全・防犯プログラム」に基づき、青森市通学路安全推進会議における協議を踏まえ、国・県・市の関係機関や各学校と連携し、除排雪スケジュール等を共有しながら計画的に除排雪を実施して、通学路の安全確保に努めている。

### 2 通学路の除雪等の状況

- |                                  |                            |
|----------------------------------|----------------------------|
| (1) 青森市通学路交通安全・防犯プログラムに基づく除雪計画箇所 | 346か所                      |
| (2) 1月15日（冬季休業明け）時点で除雪を依頼していた箇所  | 16か所<br>(国0か所、県4か所、市12か所)  |
| (3) 2月2日（臨時休校）時点で除雪を依頼していた箇所     | 83か所<br>(国0か所、県12か所、市71か所) |
| (4) 3月9日時点で除雪を依頼していた箇所           | 0か所                        |

### 3 臨時休校等の対応状況

- 1月28日（水） 各学校の実態を踏まえ、通学路の安全が確保されない場合は、校長の判断で臨時休校等の措置を講じるように指示
  - 2月 2日（月） 市内全小・中学校を臨時休校
  - 2月 3日（火）～ 状況に改善が見られた浪岡地区を除く市内小・中学校を臨時休校
  - 2月 5日（木）～ 青森地区においても、遠隔授業を基本に、場合によってはA I型ドリル教材等による学習により教育活動を再開
  - 2月 9日（月） 教職員が施設及び通学路の状況を確認し、見守り指導を徹底した上で午前10時登校
  - 2月10日（火）～ 基本的に平常通りの教育活動を実施
- ※臨時休校を開始して7日間は、「通学路の状況を踏まえた登下校の可否に関する調査」及び「校長Web会議」を継続して実施し、情報共有を図るとともに、各校長からの現場の実情を踏まえた意見を参考にしながら対応を決定

### 4 各学校の対応

- (1) 通学路を点検し、危険箇所を把握するとともに、除雪が必要な箇所について、教育委員会と道路管理者へ除雪要望緊急連絡票を提出すること
- (2) 各学校において、通学路の状況について情報収集に努め、保護者に対し危険箇所等をメール等により適切に情報提供すること
- (3) 危険箇所について、教職員がP T A、地域と連携しながら登下校指導を実施し、通学路の安全確保に努めること
- (4) 天候の変化に伴う事故等も想定した、児童生徒の発達段階に応じた安全指導をすること

### 5 今後の対応

青森市通学路安全推進会議において、今冬の状況を踏まえながら協議するとともに、学校運営協議会や各学校のP T Aとも情報共有し、通学路の安全確保に努めていく。